

広島県訓令第5号

土木建築局
各建設事務所
広島港湾振興事務所

土木工事検査規程及び土木工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土木工事検査規程及び土木工事監督規程の一部を改正する訓令

(土木工事検査規程の一部改正)

第一条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の規定による監督員(以下「監督員」を「に規定する監督職員(以下「監督職員」に改め、同条第五項中「監督員」を「監督職員」に改める。

第九条第一項及び第十二条第一項中「監督員」を「監督職員」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第二条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建設工事監督規程

第一条中「土木に」を「建設に」に改める。

第二条の見出し中「監督員」を「監督職員」に改め、同条中「監督員(以下「監督員」を「監督職員(以下「監督職員」に改める。

第三条第一号及び第二号中「監督員」を「監督職員」に改める。

第四条の見出し中「監督員」を「監督職員」に改め、同条中「監督員は」を「監督職員は」に、「一般監督員」を「監督員」に改める。

第五条の見出し中「監督員」を「監督職員」に改め、同条第一項中「一般監督員」を「監督員」に改め、同条第二項中「監督員」を「監督職員」に改める。

第六条第一項各号列記以外の部分中「監督員」を「監督職員」に改め、同項第一号及び第二号中「以上の職」を削り、同項第三号及び同条第二項中「一般監督員」を「監督員」に改める。

第八条中「監督員」を「監督職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。